

第 33 回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和 5 年 4 月 22 日（月）午後 2 時～午後 3 時 10 分

場 所

宇都宮市役所 7 階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

田代委員，金田（典）委員，櫻井委員，佐藤委員，篠崎委員（会長），天谷委員，関根委員，本多委員，相澤委員，恩田委員，岩上委員，駒場委員（会長職務代理），金田（裕）委員，鎌倉委員，手塚委員，村田委員（会長職務代理），入江委員，福田委員（議席番号順）

欠席委員

刈部委員，吉澤委員，塩田委員，平出委員，竹原委員

会議経過

1 開 会

出席委員 18 名で法定定数に達しているので，開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議長選任

宇都宮市農業委員会会議規則第 4 条の，「会長は総会の議長となり議事を整理する」との規定に基づき，議長を会長とする。

4 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は，議長指名により，議席番号 22 番の村田委員，23 番の入江委員の両名を指名する。

5 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

6 議 事

議 長 それでは，本日の議事に入りたいと思います。議案書 1 ページをお開きください。日程第 1 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」，議案第 1 号から 4 号までの 4 議案について，一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号から 4 号まで 4 議案のうち，議案第 1 号については，農地所有適格法人に対する許可のため，条件を付して許可すべきものと調査しております。まず，議案第 1 号についてご説明いたします。清原地区の申請です。賃貸人は，相続したが耕作できないため，賃借人は，隣接地と併せて耕作するため，申請地に 2 年 8 か月間の賃借権を設定し，シャインマスカットを作付けする旨の申請

です。賃借人は、平成28年11月28日に設立された法人で、農作物の生産、加工、販売、輸出等を主な目的としております。賃借人は、令和5年2月に今回の申請地に隣接する農地について、農地法第3条の許可を受け、既に営農を開始しており、賃借人の所在地は東京都となっておりますが、既に2名の社員が宇都宮に居住し、営農を行っているため、通作についても支障はありません。農機具の調達状況は、スピードスプレーヤー1台、軽トラック1台をリースしており、営農に支障はありません。なお、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、次の3つの解除条件を付して許可すべきものと調査しております。1、権利を取得する者が権利取得後に農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されていること2、地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること3、権利を取得しようとする者が法人である場合、その業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等に常時従事すると認められること、以上3つの条件であります。

- 議 長** 議案第1号について、質疑願います。
- 委 員** 賃借権の設定が2年8か月と中途半端なのはなぜか。
- 事務局** 令和5年2月にも隣接地を3条で許可しており、その時の契約期間が関係していると聞いております。
- 議 長** 外に質疑はないですか。
- 委 員** (意見等なし)
- 議 長** 質疑がないので、お諮りします。議案第1号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す旨の条件を付して許可する」ことに、ご異議ありませんか。
- 委 員** (異議なし)
- 議 長** ご異議がないので、そのように決定します。議案第1号を除く、第2号から4号までの3議案について、事務局の説明を願います。
- 事務局** 議案第2号についてご説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、農業用ハウスにてトマトを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。
- 議案第3号、4号に関しましては、譲受人が同一のため併せてご説明いたしま

す。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、新規就農者として経営を確立するため、申請地を売買により取得し、田には水稲、畑には麦、ネギを作付する旨の申請です。また、譲受人は、市農業企画課に、農業経営改善計画認定申請書を提出しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、ヤンマーソフイー1台を所有、田植機1台、コンバイン1台をリースしており、営農に支障はありません。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第2号から4号について、質疑願います。

委員 議案第3号、4号の譲受人は高齢だが、新規就農者として問題はないのか。

事務局 認定申請書には譲受人の子も記載されていて、営農は問題ないと調査しております。

議長 外に質疑はありませんか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第2号から4号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。2ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第5号から8号までの4議案を一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。横川地区の申請です。譲受人は、申請地を世帯内贈与により取得し、ネギ、里芋を作付する旨の申請です。申請人の関係は、母と子であり、贈与税の支払い意思についても確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、軽トラック1台、管理機1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていることと調査しております。

議案第6号についてご説明いたします。雀宮地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター3台、トラック1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていることと調査しております。

議案第7号についてご説明いたします。姿川地区の申請です。譲渡人は、高齢

により耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、ニンニク、タマネギを作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター3台、耕運機1台、クローラードンプ2台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況については問題なく、現在耕作している鹿沼市の農地の利用状況等についても鹿沼市農業委員会に確認済みであり、申請地もすべて耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第8号についてご説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、申請地を世帯内贈与により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。申請人の関係は、父と子であり、贈与税の支払い意思についても確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地もすべて耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第5号から8号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第5号から8号について「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議案第9号から12号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第9号についてご説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、農業用ハウスにてサボテンを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、軽トラック1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題ないものと調査しており、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号についてご説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ジャガイモ、サツマイモを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台をリース、軽トラック1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作し

ている農地の利用状況等についても問題ないものと調査しており、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号及び12号については譲受人が同一のため、併せてご説明いたします。河内地区の申請です。11号の譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、12号の譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は、いずれも隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買及び贈与により取得し、水稻を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第9号から議案第12号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないのでお諮りします。議案第9号から議案第12号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。日程第2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第13号から17号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第14号については、事業計画変更の承認を条件に許可すべきものと調査しております。議案第14号についてご説明いたします。横川地区の申請です。譲受人は、事業拡大に伴い、申請地を売買により取得し、車両置場を拡張する旨の申請です。譲受人は、平成14年10月22日に設立した法人で、各種自動車の整備及び板金塗装等を主な目的としております。計画によりますと、現在、申請地の近隣において自動車整備工場を経営しておりますが、申請地に隣接した車両置場だけでは、手狭な状況であるため、申請地を砂利敷きにして、現在の車両置場を拡張するもので、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費及び造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、横川地区市民センターから270メートルの区域に位置することから、第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないものと調査しておりますが、事業計画変更を伴う申請であることから、6ページ議案第21号の事業計画変更承認を条件に許可すべきものと調査しております。

議長 議案第14号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないのでお諮りします。議案第14号について、事業計画変更を伴う案件のため、「関連議案第21号の事業計画変更承認を条件に許可する」ことにご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。審議済みの議案第14号を除く、議案第13号から17号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第13号についてご説明いたします。横川地区の申請です。借受人は、従業員の増員に伴い、申請地に20年間の賃借権を設定し、従業員用の駐車場を整備する旨の申請です。借受人は、平成22年2月22日に設立された法人で、歯科医院の経営を主な目的としております。借受人は、申請地の隣接において歯科医院を経営しておりますが、従業員3名の増員に伴い、3台分の駐車場を整備する計画で、敷地内は透水性アスファルト舗装とし、周辺はブロック塀により囲む計画となっており、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、賃借料及び造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、令和4年12月23日付けで農振農用地から除外され、除外後は、集団性のない生産性の低い小規模な農地の区域に位置することから第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております

議案第15号についてご説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、一般住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により処理後側溝へ放流するもので市道路管理課に道路工事施工承認申請済であり、雨水は自然浸透する計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置することから第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第16号についてご説明いたします。国本地区の申請です。譲受人が申請

地を売買により取得し、都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域内において、都市計画法第34条第10号の規定に該当する「住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成する」旨の申請です。譲受人は、平成17年5月20日に設立した法人で、不動産の売買、仲介、賃借、管理に関する事業を主な目的としております。土地利用計画については、計画区域内に分譲地20区画、公園1か所、ごみステーション1か所、開発道路を造成する計画となっております。給排水計画については、開発道路の地下に市の上下水道を埋設、雨水についても開発道路に5か所の浸透槽を設置し、浸透処理するものです。資金計画については、土地購入費、造成費等を自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、国本地区市民センターから約170メートルの区域に位置することから第3種農地と判断しており、立地基準については問題ないものと調査しております。なお、本来、土地の造成のみの農地転用は、最終的な目的達成の確実性が担保されていないため認められておりませんが、申請地は令和5年2月15日付けで都市計画決定がなされていることから、農地法施行規則第47条第1項第5号トに規定のある「都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画に定められている区域内において、同法第34条第10号の規定に該当するものとして、同法第29条第1項の許可を受けて住宅又はこれに附帯する施設の用に供されることが確実と認められるとき」という、一般基準の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第17号についてご説明いたします。国本地区の申請です。譲受人は持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、国本地区市民センターから約190メートルの区域に位置することから、第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第14号を除く、議案第13号から17号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないのでおはかりします。議案第14号を除く、議案第13号から17号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議 長 ご異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第18号から20号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第18号についてご説明いたします。富屋地区の申請です。譲受人は現在の整備工場の機能拡充のため、申請地に30年の賃借権を設定し、新たに自動車整備工場を建築する旨の申請です。都市計画法第34条第1号の「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物」に該当します。計画によると、敷地内はアスファルト敷きとし、工場1棟と車両置場として利用する計画で、給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は浸透ますにより自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、集団性のない生産性の低い小規模な農地の区域に位置することから第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第19号についてご説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に10年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の孫であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額親からの融資により賄う計画で、親の金融機関の残高証明書及び子への融資確約書が添付されております。申請地は、済生会病院から270メートル、陽の丘幼稚園から440mの場所に位置し上下水道が埋設してある道路に接することから第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号についてご説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を贈与により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。贈与税の支払い意思は確認しております。譲受人は譲渡人の妹であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により処理後、敷地内に処理し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は河内地区市民センターから約270メートルの区域に位置することから第3種農地と判断しており、立地

基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第18号から20号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第18号から20号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」議案第21号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第21号についてご説明いたします。横川地区における事業計画変更申請です。土地所有者は、平成22年に住宅建設を目的とした農地転用の許可を受けましたが、許可後、突然の職場変更等により、計画を断念せざるを得なくなりましたが、近隣で自動車整備工場を経営する承継者から車両置場として利用したい旨の相談があり、今回の事業計画変更申請に至ったものです。なお、当該地は、当時公売により取得した農地であるため、所有権は以前の所有者から移転されており、以前の申請書からも事業計画どおり行う予定であったことは確かであることから許可したものであります。また、許可後、想定外の問題が発生したことや承継者による承継後の事業の実行性も議案第14号で確認していることなどから、事業計画の必要性及び実行性はあると判断し、変更はやむを得ないものと調査しております。

議長 議案第21号について質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第21号について、「変更を承認する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。日程第4「時効取得を原因とする農地について」、議案第22号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第22号についてご説明いたします。国本地区の申請です。宇都宮地方法務局から、令和5年3月15日付け日記第179号で宇都宮市農業委員会に「農地の時効取得について」通知がありました。時効取得については、民法第162条第1項に「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」と規定されております。あくまで、法務局からの通知であり、既に登記簿上も所有権が移転されておりますが、この通知を受けた農業委員会は、時効取得の要件を満たしているか否かについて、当該

地が登記権利者により現在まで耕作されていたかどうか、過去に貸し借り等の履歴がないかなどを調査することになり、その利用状況等の調査の結果、疑義があった場合に限り、速やかに法務局に連絡する必要があるというものです。今月の地区調査会で現地調査を行ったところ、当該地は登記権利者が住む家の隣接地で尚且つその家からでないと進入できない袋地の農地であり、利用状況についても、畑として利用され、ニラ、ニンニク、小松菜など野菜が栽培されていることを確認できました。また、農地台帳上は貸借等の履歴もないことから、当該農地は、今まで登記権利者が耕作されてきた可能性は高いと思われることから、時効取得は問題ないものと調査しております。

議 長 議案第22号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案22号について、「時効取得について問題ないとする」ことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないので、そのように決定します。8ページをお開きください。日程第4「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第23号から議案第43号までの21議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権設定の決定)について」、説明させていただきます。相対による契約になります。

議案第23号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りになります。

議案第24号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りと、畑の貸し借りになります。

議案第25号は、城山地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第26号から議案第28号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りが2件、田と畑の貸し借りが1件になります。

議案第29号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案書9ページ議案第30号から議案第35号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りが5件、畑の貸し借りが1件になります。

議案第36号から議案書10ページ議案第43号は、河内地区の計画です。田の貸し借りが8件になります。これらの計画は所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第23号から43号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第23号から43号について、「計画の

とおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。11ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第44号から26ページ225号までの182議案について、一括上程します。なお、議事参与制限により、審議が終了するまで退出していただく案件がありますので、該当する議案を先に審議いたします。13ページ議案第77号及び81号は、1番委員が借受者となっておりますので、1番委員の退出を願います。

委員 (1番委員退出)

議長 それでは、議案第77号及び81号について、事務局の説明を願います。

事務局 「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定」について、ご説明させていただきます。集積計画一括方式による契約になります。議案第77号、議案第81号を説明いたします。議案第77号、議案第81号の借受者は、議席番号1番委員でございまして、城山地区の計画です。田の貸し借りになります。これらの計画は、所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第77号及び81号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第77号及び81号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第77号及び81号が終了しましたので、1番委員に入室、着席していただきます。

委員 (1番委員入室)

議長 審議済みの議案第77号及び81号を除く、議案第44号から225号までの180議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案書11ページをご覧ください。議案第44号から議案第48号は、平石地区の計画です。田の貸し借りが5件になります。

議案第49号から議案書12ページ議案第60号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが5件、畑の貸し借りが7件です。

議案第61号から議案第67号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りが7件になります。

議案第68号から議案第72号は、横川地区の計画です。田の貸し借りが5件になります。

議案第73号及び議案第74号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りが2件

になります。

議案第75号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第76号及び議案第78号から議案80号は、城山地区の計画です。田と畑の貸し借りが1件、田の貸し借りが2件、畑の貸し借りが1件になります。

議案第82号から議案第85号は、国本地区の計画です。田の貸し借りが3件、畑の貸し借りが1件です。

議案第86号から議案書14ページ議案第91号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りが6件になります。

議案第92号から議案第94号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りが2件、畑の貸し借りが1件です。

議案第95号から議案書24ページ議案第191号は、豊郷地区の計画です。こちらの計画は、現在進められております海道地区土地改良事業に伴う中間管理契約を含みます。全97件の内訳は、田の貸し借りが84件、田と畑の貸し借りが10件、畑の貸し借りが3件になります。

議案第192号から議案書25ページ議案第200号は、上河内地区の計画です。なお、議案第192号は、河内地区の計画3筆を含みます。田の貸し借りが8件、畑の貸し借りが1件です。

議案第201号から議案書26ページ議案第225号は、河内地区の計画です。田の貸し借りが25件になります。これらの計画は、所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議 長 審議済みの議案第77号及び81号を除く、議案第44号から225号について質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第77及び81号を除く、議案第44号から225号について、「計画のとおり決定する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないので、そのように決定します。27ページをお開きください。日程第7「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」議案第226号から228号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定についてご説明いたします。議案第226号は、清原地区の計画です。譲受人の法人が、譲渡人の公益財団法人が栃木県農業振興公社から、桑島町の田1筆、5、541平方メートルを売買により取得するものであります。

議案第227号は、清原地区の計画です。譲受人の栃木県農業振興公社が、譲

渡人から、上籠谷町の田1筆，2，395平方メートルを売買により取得するものであります。

議案第228号は、城山地区の計画です。譲受人の栃木県農業振興公社が、譲渡人から、福岡町の田3筆，計2，138平方メートルを売買により取得するものであります。これらの計画は、農地中間管理機構である栃木県農業振興公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書，農用地等買受申込書が提出されており，移転の土地，契約の内容，譲渡の状況等調査いたしましたところ，いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第226号から228号について，質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので，お諮りします。議案第226号から228号について，「計画のとおり決定する」ことに，ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので，そのように決定します。28ページをご覧ください。日程第8「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」議案第229号から234号までの6議案について，一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてご説明いたします。議案第229号から議案第233号は、横川地区の計画です。農地中間管理事業により公益財団法人栃木県農業振興公社から農地を借り受けて耕作していた借受者が，経営移譲のため，耕作者を変更するものです。

議案第234号は、上河内地区の計画です。農地中間管理事業により，公益財団法人栃木県農業振興公社から農地を借り受けて耕作しておりましたが，体調不良により農業を営むことができなくなったため，耕作者を変更するものです。これらの計画は，所有者，借受者，土地の地番，面積，台帳等と照合しましたところ，適正な計画であると調査しております。

議長 議案第229号から234号について，質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので，お諮りします。議案第229号から234号について，「計画を承認する」ことにご異議ありませんか。

議長 ご異議がないので，そのように決定します。

29ページをお開きください。報告事項に入ります。事務局より報告願います。

[事務局より報告第1から報告第6まで一括で報告する。]

議長 議案の審議は全て終了しましたが，皆様から何かございますか。

委員 (特になし)

議 長 事務局で何かありますか。

事務局 [農地法第3条の変更（下限面積撤廃）について，説明]

議 長 すべての審議が終了しましたので，以上で第33回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時10分)